

## 導入促進基本計画

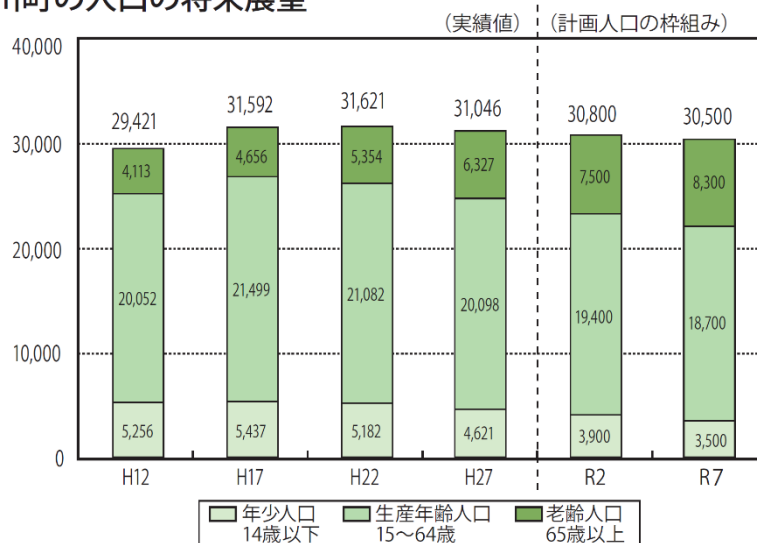
### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、栃木県東南部で鬼怒川の右岸、首都東京から約 90 km の距離に位置し、東は真岡市、西と南は下野市、そして北は宇都宮市の 3 市に接しています。町のほぼ中央を新 4 号国道が走り、西端には J R 東北新幹線・宇都宮線が南北に並行して走っております。

本町の総人口は、高度経済成長など全国的な社会経済情勢を背景に、大手自動車工場の操業、土地区画整理事業の実施による住宅地の整備など、本町における大きな環境変化の影響を受けながら、右肩上がりの順調な増加傾向が継続され、平成 22 年（2010）にはピーク値の 31,621 人（国勢調査）にまで達しています。しかしながら、上三川町人口ビジョンでは、令和 7 年には 30,500 人（平成 22 年より 1,121 人減）と、今後も、人口減少が進んでいくことが予想されています。

—上三川町の人口の将来展望—



本町の産業構造は、卸売・小売業、建設業、製造業、宿泊・飲食業の順に多く、特に製造業においては、規模が大きい会社が立地し、製造品出荷額は県内でもトップクラスを占めるなど、本町産業の基盤となっております。

本町の事業所の多くは、中小企業等であり、地域との密接な関係の中で事業を展開し、地域経済を支え、雇用を作り出してきたところです。

中小企業等を取り巻く環境については、景気低迷の長期化や国際間競争の激化等により厳しさを増しつつあり、今後は、こうした困難な状況を乗り越えられるよう、既存企業の経営改善、技術力や労働生産性の向上を図る取り組みを推進していく必要があります。

<H26 経済センサス 町内事業所及び従業者数>

産業分類		総数	
		事業所数	従業者数
総数		1,133	17,400
第1次	農林漁業（個人経営を除く）	10	88
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
	建設業	179	1,181
	製造業	111	7559
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	66
第3次	情報通信業	4	6
	運輸業、郵便業	69	1,648
	卸売業、小売業	271	2,645
	金融業、保険業	6	66
	不動産業、物品賃貸業	67	149
	学術研究、専門・技術サービス業	26	84
	宿泊業、飲食サービス業	104	700

生活関連サービス業、娯楽業	85	292
教育、学習支援業	48	474
医療、福祉	62	1,140
複合サービス事業	5	47
サービス業（他に分類されないもの）	74	1,016
公務（他に分類されるものを除く）	7	239

## （２）目標

先端設備等導入計画の認定数を年間３件以上とします。

## （３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均３％以上向上することを目標とします。

## ２ 先端設備等の種類

本計画において、対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとします。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境面に配慮すると、これ以上の設置は好ましくなく、健全な地域経済の発展のためにも、自己消費を目的に設置する自家消費型の太陽光発電設備でないもの（売電目的のもの）は、認定の対象外とします。

## ３ 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本計画における対象区域は、町内全域とします。

#### (2) 対象業種・事業

本計画における対象業種及び事業等は、全業種及び全事業等とします。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意をした日から2年間とします。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間、5年間とします。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

健全な地域経済の発展に配慮するため、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、当該先端設備等導入計画について、認定の対象としません。

- ①先端設備等導入計画に、人員削減を目的とした取り組みが含まれる場合（申請者は、雇用の安定に配慮しなければならない。）。
- ②申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者である場合。
- ③申請者（法人の場合は、その役員を含む。）が、上三川町暴力団排除条例第2条第3号、第5号に規定する暴力団、暴力団員等、又は上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定する密接関係者に該当する場合。

④町税（町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町たばこ税をいう。）の滞納がある場合。

⑤その他町長が不相当と認める場合。